



日から5年間保存しなければなりません。

- 4 甲及びその後見人（後見人がいない場合は、甲の家族又は身元引受人）は、必要がある場合は、前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることが出来ます。但し、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障の無い時間に行うこととします。
- 5 乙は、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）の規定を遵守し、乙の職員による虐待が行われないようにします。

（身体的拘束その他の行動制限）

- 第6条 乙は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限しません。
- 2 乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限する場合は、甲に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。また、この場合乙は、事前又は事後速やかに、甲の後見人又は甲の家族（甲に後見人が無く、かつ身寄りが無い場合には身元引受人）に対し、甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。
  - 3 乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限した場合には、前条第3項の施設サービスの提供に関する書類に次の事項を記載します。
    - （1） 甲に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
    - （2） 前項に基づく甲に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
    - （3） 前項に基づく甲の後見人又は甲の家族（甲に後見人が無く、かつ身寄りが無い場合には身元引受人）に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
  - 4 乙は虐待防止のための指針に基づき、従業員への教育を徹底するとともに、いかなる場合においても入所者に対する虐待は行いません。

（協力義務）

- 第7条 甲は、乙が甲の為施設サービスを提供するに当り、可能な限り乙に協力しなければなりません。

（苦情対応）

- 第8条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した施設サービスについて甲、甲の後見人、甲の家族又は甲の身元引受人から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 2 乙は、甲、甲の後見人、家族又は身元引受人が苦情申立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをすることは有りません。

（医療体制）

- 第9条 乙は、配置の医師及び看護職員に常に甲の病状、心身の状況等を把握させ、甲及びその家族に適切な指導を行うとともに必要な医療を行います。
- 2 乙は、甲に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに別紙重要事項説明書に記載する協力医療機関に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

（費用）

- 第10条 乙が提供する施設サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。
- 2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額を基に月毎に算定された利用者負担金を乙に支払います。
  - 3 乙は、提供する施設サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
  - 4 乙は、施設サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。

- 5 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(秘密保持)

第 11 条 乙及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人、家族又は身元引受人の秘密を漏らしません。

- 2 乙は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し、甲及びその後見人、家族又は身元引受人に関する情報を提供する必要がある場合には、甲及びその後見人、家族又は身元引受人に使用目的等を説明し、文書により同意を得ます。

(甲の解除権)

第 12 条 甲は、3 日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することが出来ます。

(乙の解除権)

第 13 条 乙は、甲が次の各号に該当する場合は、30 日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することが出来ます。

- (1) 甲が正当な理由無く利用料その他自己の支払うべき費用を2ヵ月以上滞納したとき。  
(2) 甲の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止出来ないとき。  
(3) 甲が重大な自傷行為を繰り返すなど、生命の危険性が極めて高く、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止出来ないとき。  
(4) 甲が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みが無いとき。

(契約の終了)

第 14 条 次に掲げる事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 甲が要介護認定において非該当又は要支援となったとき。  
(2) 第 2 条 2 項及び 3 項により、契約期間満了日の 7 日前までに甲から更新拒絶の申し出が有り、かつ契約期間が満了したとき。  
(3) 甲が第 12 条により契約を解除したとき。  
(4) 乙が第 13 条により契約を解除したとき。  
(5) 甲について、病院又は診療所に入院する必要性が生じ、その病院又は診療所において甲を受け入れる態勢が整ったとき。  
(6) 甲において、介護保険施設サービス提供の必要性が無くなったとき。  
(7) 甲が死亡したとき。

(契約終了後の退所と清算)

第 15 条 甲は、この契約終了後、ただちに本施設を退所します。

- 2 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付分について乙が既に受領している利用料が有るときは、乙は甲に対し相当額を返還します。  
3 この契約の終了により甲が本施設を退所することになったときは、乙は予め甲の受入先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者、保健機関、医療機関、福祉サービス機関等と連携し、甲の円滑な退所の為に必要な援助を行います。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第 16 条 乙は、施設サービスの提供に当って、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族又は身元引受人に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

- 2 前項において、事故により甲に損害が発生した場合は、乙は速やかに甲の損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失が無い場合にはこの限りではありません。  
3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失が有る場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用者代理人)

第 17 条 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることが出来、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることが出来ます。

- 2 甲の代理人選任に際して必要が有る場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(身元引受人)

第 18 条 乙は甲に対し、身元引受人を求めることが有ります。但し甲に身元引受人を立てることが出来ない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

2 身元引受人は次の責任を負います。

- (1) 甲が他の医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行する様に協力すること。  
(2) 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること  
(3) 甲が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受けその他必要な措置をとること。

3 身元引受人が変更になった場合は、甲は乙に対し速やかに届け出るものとします。

(合意管轄)

第 19 条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、熊本地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第 20 条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証する為本証 2 通を作成し、甲乙各署名押印して 1 通ずつを保有します。

令和 年 月 日

利用者 甲 住所  
氏名 ⑩

代理人 (選任した場合) 住所  
氏名 ⑩

身元引受人 住所  
氏名 ⑩

事業者 乙 住所 熊本県下益城郡美里町永富 3 2 8 番地  
事業者名 医療法人 美里みどり会 ⑩  
施設名 介護医療院間部病院  
(事業所番号) ( 4 3 B 2 3 0 0 0 2 3 )  
代表者名 理事長 間部 訓章

(身元引受人が変更になった場合)

令和 年 月 日

身元引受人 住所  
氏名 ⑩

令和 6 年 4 月 1 日改定